

令和6年遊漁案内

龍馬の愛した

鏡川

2024

ルールとマナーを守って楽しい漁を!

◆ 遊漁料金 (対象魚種:あゆ・あめご・うなぎ・モクズガニ)

遊漁券(承認証)の種類	料金	備考
年券(釣)	6,000円	・網券は全漁法対象 ・70・80才以上(購入時点)・肢体不自由者・高校生は確認できるもの(免許証・保険証・学生証)を持参
年券(女性)	3,000円	
網券	7,000円	
網券(80才以上)	4,000円	
高齢者(70才以上)肢体不自由者	3,000円	・モクズガニ漁・うなぎ漁の一日券・網漁券なし ・竿漁以外の一曰券なし
高校生	500円	
中学生	無料	
一日券(竿漁のみ)	2,000円	・年券は対象魚種すべて共通

※漁場において指導員に納付するときの遊漁料は、一日券1,000円、年券2,000円を追加徴収する

※遊漁券(承認証)の再発行は、購入店及び組合事務所で扱う(手数料1,000円)

◆ モクズガニ漁

許可の条件	採捕区域	鏡川全域
	採捕期間	9月1日~11月30日
	採捕方法	・徒手採捕 ・かにかご(縦・横・高さを加算した寸法が150cm以下のもの)5個以内。
	漁具標識の装着	遊漁券(承認証)とは別途、組合発行の漁具標識をかにかご毎に装着しなければならない(中学生以下の者についても漁具標識の装着が必要。)
その他の注意事項	違反漁具への対応	漁具標識を装着していないかにかごについては、指導・警告に従わない場合は撤去を原則とする。
	使用した餌の処理	かにかごに使用した餌は、各自が責任を持って処理することとする。餌の不法投棄をした者は、その後の採捕承認を行わないことがある。
	かにかご漁具標識の発行について	・発行手数料は、かにかご一個につき1,000円とする ・発行は組合事務所のみとする。 ・発行については、遊漁券(承認証)の確認が必要です ・持参してください。 ・流失時による再発行(1回のみ)は組合事務所に申し出てください。



漁場拡大図制限区の番号詳細

◆あゆ漁法制限区(友釣り、ぎじづり、徒手採捕、すくい網以外禁止)

No.	流域	地区	本・支流	区 域	期 間
①	上流域	土佐山地区	支 流	東川合流点から高川合流点まで	7月1日～ 9月15日
②	中流域	鏡 地区	本 流	錦ダム下流鏡多目的えん堤から城の平橋まで川口合流点から小川口合流点まで	6月1日～10月15日
③	中流域	鏡 地区	本 流	ウシオニ下流標識から城の平橋(グラウンド下)まで	6月1日～ 7月31日
④	中流域	鏡 地区	支 流	吉原川ジャドウの測(標識の区間)	7月1日～ 7月31日
⑤	中流域	鏡 地区	支 流	吉原川ミヤノ堰からアオギの測まで(標識の区間)	7月1日～ 7月31日



◆あゆ産卵保護区規制区域

錦ダムから弘瀬橋までの区域は9月16日より12月31日までの期間、廓中堰より下流域は10月1日より12月31日までの期間、あゆ産卵保護のため遊漁禁止区域を定めて公表する。(組合標識を持って標示する。)

◆毛針釣り専用区域の設定

廓中堰から上流鏡川堰までの区域は6月1日より12月31日までの期間、毛針釣り専用区域を定めて公表する。(組合標識を持って標示する。)

◆船舶禁止の設定

あゆ漁の船舶(ゴムボート・浮き輪・その他類似品を含む)を使用しての採捕は組合規制により全区域禁止とする。

No.	流域	地区	本・支流	区 域	期 間
⑥	中流域	鏡 地区	支 流	小川口合流点標識から的洲川地川堰、梅ノ木川去坂橋まで	7月1日～ 7月31日
⑦	下流域	鏡 地区	本 流	天ヶ滝(標識の区間)	6月1日～10月15日
⑧	下流域	鏡 地区	本 流	大洲(標識の区間)	6月1日～10月15日
⑨	下流域	高知地区	本 流	廓中堰下から紅葉橋(標識の区間)	6月1日～10月15日
⑩	下流域	高知地区	本 流	トリム堰から真土場(標識の区間)	6月1日～10月15日

◆ 許可の条件 (あゆ・あめご・こい・うなぎ)

(日没から日出までは禁止)

	漁法	区 域	期間
あゆ	徒手採捕 ともづり ぎじづり すくい網	鏡ダムより下流及び、支流吉原川、小川口合流点 上流標識よりピシャゴ橋までの区間	6月1日～10月15日 12月1日～12月31日
		支流吉原川、小川口合流点上流標識より上流	7月1日～10月15日 12月1日～12月31日
		鏡ダムより上流	7月1日～12月31日
	しゃくり 玉と なげ網	鏡ダムより下流(しゃくり・玉掛け漁は江の口鴨 田堰より上流) 但し、鏡ダム禁漁区下流からウシオニ下流標識ま での区間及び小川口合流点から川口合流点まで の区間、天ヶ滝、大洲、郡中堰下から紅葉橋まで、 トリム堰から真土場の標識の区間は除く (②・⑦・⑧・⑨・⑩区間は除く)	6月1日～10月15日 12月1日～12月31日
		ウシオニ下流標識から城の平橋(グランド下)ま での区間(③区間)	8月1日～10月15日 12月1日～12月31日
		支流吉原川、小川口合流点上流標識より上流 但し、吉原川ジャドウの測標識の区間、ミヤノ堰 からアオギの測までの区間、小川口合流点標識 からの測川畑川堰及び梅ノ木川去坂橋までの 区間は除く(④・⑤・⑥区間は除く)	7月1日～10月15日 12月1日～12月31日
		吉原川ジャドウの測標識の区間、ミヤノ堰から アオギの測までの区間、小川口合流点標識から 的測川畑川堰及び梅ノ木川去坂橋までの区間 (④・⑤・⑥区間)	8月1日～10月15日 12月1日～12月31日
		鏡ダムより上流 但し、東川川合流点から高川川合流点までの区 間は除く(①区間は除く)	7月1日～12月31日
		東川川合流点から高川川合流点までの区間(①区間)	9月16日～12月31日
	えさづり	カジヤ下から下流 但し、郡中堰下から紅葉橋まで、トリム堰から真 土場の標識の区間は除く(⑨・⑩区間は除く)	8月1日～10月15日 12月1日～12月31日
		鏡ダム下流(江の口鴨田堰より上流) 但し、鏡ダム禁漁区下流からウシオニ下流標識、 小川口合流点から川口合流点までの区間、天ヶ 滝、大洲の標識の区間は除く (②・⑦・⑧区間は除く)	8月1日～10月15日
	金 突 つんがけ	鏡ダムより上流 但し、東川川合流点から高川川合流点までの区 間は除く(①区間は除く)	8月1日～10月15日
		東川川合流点から高川川合流点までの区間(①区間)	9月16日～10月15日
あめご	さ お 漁	鏡川全域	3月1日～9月30日
	ひごづり すくい網 さ お 漁 うなぎうえ はえなわ は貝・石黒	鏡川全域	4月1日～9月30日
うなぎ	金 突	江の口鴨田堰より上流 (あゆ金突漁業区域と同じ)	8月1日～9月30日

※解禁日 あゆ漁5時から あめご漁6時半から

B(吉原)



C 中流域(鏡地区)



◆ 県規制による禁漁区 (全ての魚類及び藻類の採捕が年間禁止区域)
組合の規制による禁漁区 (あゆ・あめご・こい・うなぎ・つがいの採捕が年間禁止区域)

県) 鏡ダムより下流306mの間	県) 朝倉堰 上端から上流15m、下流30mの間
県) 江の口鴨田堰 上端から上流15m、下流33mの間	組) 鏡川堰 上端から上流15m、下流30mの間
県) 郡中堰 上端から上流15m、下流30mの間	組) トリム堰 上端から上流15m、下流20mの間

◆ 操業上の注意事項

- ① 操業中は、遊漁券(承認証)が確認できる位置に装着し、指導員の求めに応じて提示してください。
- ② 遊漁券(承認証)は他人に貸与できません。
- ③ 規則に違反した場合は操業を中止していただき、その後の操業を拒否することがあります。この場合納付した遊漁料は払い戻し致しません。
- ④ 使用したエサは各自が責任をもって処理すること。また他人に迷惑をかける行為及び漁場にロープを張ったりテントを設置するなど独占行為は認められません。
- ⑤ 使用した漁具等は使用後速やかに回収してください。

◆ 漁具・漁法の制限・禁止・設置してはならない行為

- ① 金突・つんがけ・水中眼鏡(類似品を含む)を使用する操業は、8月1日から10月15日までの期間とする。(但し、うなぎ漁は9月30日まで、うなぎうえは10個以内とする。)
- ② **箱ピンは、顔に密着しないもので口にくわえて保持できないもの、必ず片手で持って使用するものとする。**
- ③ 網漁と、しゃくり・玉がけ・金突・つんがけ漁との併用(魚ゼキとしての操業とみなす。)
- ④ なげ網を、そのまま放置した建網のような操業。
- ⑤ えさづりにおいて、あんどんの使用及び川アミ、赤アミ・集魚剤(あゆ養殖用餌料含む)を使用する操業。
- ⑥ 鏡川全域での、しゃびき漁の操業。(陸からのしゃくり漁はしゃびき漁とみなす。)
- ⑦ ルアーロッド等を使ってのあゆ漁は禁止。
- ⑧ ぎじづりは、きじバリ以外のハリの使用は禁止。
- ⑨ せき干・建干・ヤナ・モヂ・かにモジ・上リウエ・下リウエ・ピンヅケ・追サデ・魚ゼキ。
- ⑩ 爆発物・有毒物・電流・火光・アクアラング使用・川底をかくはんしての操業。
- ⑪ 知事の許可の無い建網・セバリ網・まき刺し網。(なげ網、大正網利用含む)
- ⑫ あゆ網漁の船による操業は全面禁止。
- ⑬ 他の遊漁者の邪魔をするような遊漁や行為(目に余る行為は操業を中止していただきます。)

◆ あゆ漁の網・針の制限

と 網	網口周囲37.5メートル以内及び、網目28ミリメートル以上(12節以下)とする。
な げ 網	浮子丈26メートル以内、網高さ75センチメートル以内、及び網目28ミリメートル以上(12節以下)とする。
大 正 網	浮子丈10メートル以内、網高さ75センチメートル以内、及び網目28ミリメートル以上(12節以下)とする。
ともづり	ハリスの長さを20センチメートル以下として、使用することのできるハリの総数を4本以下とする。
玉 が け	使用することのできるハリの総数は4本までとし、直径4センチメートル以内のイカリバリとする。

※河川内で魚類を採捕する場合は、漁業法、水産資源保護法に基づく高知県漁業調整規則等が適応されますので、違反したときは処罰をうけることがあります。

◆ 体長制限 ※解禁中であっても採捕禁止

あゆ	あめご	うなぎ	モクズガニ
全長10cm以下	全長10cm以下	全長21cm以下	甲幅 5 cm以下

◆ 鏡川遊漁券販売店

鏡川漁協事務所	鏡川町104-6	088-873-9766
つりぐの岡林上町店	上町4丁目3-1	088-823-0091
つりぐの岡林土佐道路店	朝倉己155-5	088-844-2200
フィッシングハヤシ	梅ノ辻51	088-831-8888
高橋毛針店	玉水町62	088-873-5319
かめや釣具	南金田1-28	088-883-1091
四宮鮎毛針製作所	上町1丁目5-16	088-872-2475
フィッシングいまい	棧橋通1丁目10-23	088-831-7904
釣道楽	大川筋2丁目3-25	088-872-5558
オオツ釣具	大津乙1196	088-866-5960
小松網店	城見町7-7	088-883-4851
森商店	行川1035-1	088-843-1565
金岡理容店	鏡小浜21-9	088-896-2052
とさやまストア	土佐山119-1	088-895-2322
とんとんのお店	土佐山東川661	088-895-2880
吉村憲明	土佐山弘瀬2877	090-4783-9824
土佐料理ささ木	尾立1-2	088-844-2930
あびす釣具	春野町弘岡2046-12	088-894-4920

◆ おとりあゆ販売店

喫茶ゆり	鏡今井24	088-896-2816
吉村憲明	土佐山弘瀬2877	090-4783-9824

◆ 川漁をされる皆さまへ

- 迷惑駐車や駐車違反をしないでください。
- 車上荒らしや河川での釣り具の持ち去り注意しましょう。
- みんなの河川です。ルールを守って思いやりを持って楽しみましょう。
- 川を汚さないようにゴミや空き容器、釣糸、釣針などは持ち帰りましょう。

このような針の使用禁止
(類似品含む)



このような仕掛けの放置厳禁



〒780-0933 高知市鏡川町104-6

鏡川漁業協同組合

TEL 088-873-9766 FAX 088-803-9878
E-mail kagamigawagyokyou@ceres.ocn.ne.jp
URL <https://www.kagamigawagyokyou.com/>

